

○大和郡山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

大和郡山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45に規定する地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 総合事業の実施主体は、大和郡山市とする。

2 市長は、総合事業のうち介護予防型訪問サービス、介護予防緩和型訪問サービス、介護予防型通所サービス、介護予防緩和型通所サービスについては、指定事業者により実施する。

3 市長は、総合事業のうち住民主体型訪問サービスについては、委託により実施する。

4 市長は、総合事業のうち住民主体型通所サービスについては、補助により実施する。

(対象者)

第4条 総合事業のサービスを利用できる者は、介護予防・生活支援サービス事業については、基本チェックリストを実施して事業対象に該当した者及び要支援認定を受けた者とし、一般介護予防事業については、第1号被保険者及びその支援活動に関わる者とする。

(事業構成及び内容)

第5条 地域支援事業における事業の構成及び事業の内容は、別表第1に定めるとおりとする。

(事業に係る支給費)

第6条 総合事業に係る支給費の額は、省令第140条の63の2第1号イに規定する厚生労働

大臣が定める基準の例により算定した額又は別表第2に定める額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、総合事業に係る支給費に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(支給限度額)

第7条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

- 2 総合事業の対象者（以下「対象者」という。）が総合事業を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

- 3 前項の算定は、指定事業者が行う当該指定に係る総合事業について行う。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第8条 市長は、総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

- 2 前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(総合事業実施者の遵守事項)

第9条 法第115条の47第4項に基づき総合事業を実施する場合は、第3条の規定に基づき総合事業を実施する者（以下「実施者」という。）は、省令第140条の69各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(第1号事業の利用の手続)

第10条 居宅要支援被保険者等は、総合事業を利用しようとするとき（介護予防サービスを併せて利用しようとするときを含む。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第1号）により、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出をした者が対象者である場合は、当該者が対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを返付するものとする。
- 3 第1項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第1号介護予防

支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

(利用者の遵守事項)

第11条 総合事業の利用者（以下「利用者」という。）は、総合事業の利用による健康被害を防止するために定期的に健康診断を受診するほか、自己の健康管理に努めなければならない。

2 利用者は、総合事業の利用に当たり、健康状態に変化があったときは、速やかに市長又は実施者に報告しなければならない。

(費用負担)

第12条 利用者は、総合事業によるサービスに要した原材料等の実費相当分として、別表第2に定める額を負担しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の費用は、総合事業を実施している場合にあつては、当該実施者において徴収する。

(事業の評価)

第13条 実施者は、総合事業の実施に当たって、利用者ごとに事前及び事後の評価を行うものとする。

2 前項の評価の方法については、市長が別に定める。

(事業実施者)

第14条 実施者は、当該総合事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分しなければならない。

2 実施者は、委託を受けた総合事業により提供するサービス（以下「サービス」という。）について、実施月ごとに、大和郡山市介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書（様式第2号）により次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(1) サービスの内容

(2) サービスの利用回数

(3) その他市長が別に指示する事項

3 実施者は、サービスの利用状況を明らかにできる書類のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

4 実施者及び総合事業に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に則り、個人情報が適切に

保護されるよう配慮するとともに、総合事業を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。実施者又は従事者でなくなった後においても、同様とする。

- 5 従事者は、その資質を高めるため市が必要と認めた研修会等に、参加しなければならない。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、総合事業を実施するに当たり関係する機関との連携を図り、当該総合事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式で現存するものについては、改正後の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

別表第1 (第5条関係)

介護予防・生活支援サービス事業

種類	事業名	事業の内容
訪問 型サ ービ ス	介護予防型訪問サービス	訪問介護員によるホームヘルプの実施
	介護予防緩和型訪問サービス	生活援助事業者による生活援助の実施
	住民主体型訪問サービス	住民主体による生活援助の実施
通所 型サ ービ ス	介護予防型通所サービス	通所介護事業者によるデイサービスの実施
	介護予防緩和型通所サービス	医療関係者等による生活機能向上のための機能訓練等の実施
	住民主体型通所サービス	体操、運動等の活動など、高齢者が滞在できる自主的な活動の場の提供の実施

介護予防ケアマネジメント	介護予防及び日常生活支援を目的とした、予防サービス事業、生活支援サービスの利用に係るケアマネジメントの実施
--------------	---

一般介護予防事業

事業名	事業の内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活動により、何らかの支援を必要とする者を把握するとともに介護予防事業の活用へつなげる取組の実施
介護予防普及啓発事業	介護予防の普及啓発に資する介護予防講座、講演会等の実施
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成、支援の実施
地域リハビリテーション活動支援事業	訪問、通所、地域ケア会議、住民主体の集いの場等においてリハビリテーション専門職等による介護予防の取組を機能強化する助言等の実施
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証及び評価の実施

別表第2（第6条関係及び第12条関係）

事業名		利用者負担
訪問 型サ ービ ス	介護予防型訪問サービス	所得に応じて、基本単価の1割又は2割又は3割
	介護予防緩和型訪問サービス	所得に応じて、基本単価の1割又は2割又は3割
	住民主体型訪問サービス	1回 200円
通所 型サ ービ ス	介護予防型通所サービス	所得に応じて、基本単価の1割又は2割又は3割
	介護予防緩和型通所サービス	所得に応じて、基本単価の1割又は2割又は3割
	住民主体型通所サービス	利用者負担なし。ただし、食材料費等自己負担あり
介護予防ケアマネジメント		利用者負担なし
一般介護予防事業		利用者負担なし。ただし、食材料費等の自己負担あり

様式第1号（第10条関係）

様式第1号(第10条関係)

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

		区 分 新規・変更
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号
フリガナ		
		個 人 番 号
		生 年 月 日
		年 月 日
介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター		
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名	介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地	〒
電話番号 ()		
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。		
居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所の所在地	〒
電話番号 ()		
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ記入してください。		
変更年月日 (年 月 日付)		
大和郡山市長 様 上記の介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。 年 月 日		
被保険者 住所 氏名	電話番号 ()	
確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所(地域包括支援センター)番号	

- (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに大和郡山市へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所(地域包括支援センター)又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず大和郡山市へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

様式第2号（第14条関係）

様式第2号(第14条関係)

年 月 日

大和郡山市長 様

住 所
氏 名
代表者氏名

大和郡山市介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書

次のとおり 年 月分の大和郡山市介護予防・日常生活支援総合事業（事業）の実施状況について下記のとおり報告いたします。

1. 集計表

	要支援	介護予防・生活支援サービス事業対象者	一般高齢者	利用者合計
利用者数				
延利用回数				
請求額				

